

議案第四十三号

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
右の議案を提出します。

令和七年十月二十二日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月中央区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条第二項第一号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、「ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額」を削り、同項第二号中「支給月数」を「支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第三号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「運賃等相当額及び前号」を「前二号」に改め、「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）」を削り、同条第三項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「その利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当するものであると認められるもの」を「（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第四項中「同項」

を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）その他前項」に、「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条中第六項を第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

7 前各項の教育委員会規則を定めるに当たつては、人事委員会の承認を得るものとする。

第十五条第五項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

別表第三中「人事委員会が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの」を「通勤が困難であると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

人材確保が喫緊の課題である点や働きやすい環境整備が求められていることから、国及び都において、令和七年四月から職員の通勤手当の支給上限額を引き上げたほか、新幹線等通勤の支給要件が緩

和され、本区においても、同様の課題を有していることや地域特性を踏まえ、条例の一部を改正し、職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新幹線等の利用に係る通勤手当の支給要件を緩和するため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十一年三月中央区条例第一二二号）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（通勤手当）</p> <p>第十五条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると<u>教育委員会規則</u>で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）</p> <p>二 通勤のため自転車その他の交通の用具で<u>教育委員会規則</u>で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると<u>教育委員会規則</u>で定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）</p> <p>三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると<u>教育委員会規則</u>で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しな</p> | <p>（通勤手当）</p> <p>第十五条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると<u>人事委員会</u>が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）</p> <p>二 通勤のため自転車その他の交通の用具で<u>人事委員会</u>が定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると<u>人事委員会</u>が定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）</p> <p>三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると<u>人事委員会</u>が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しな</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 一 前項第一号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六か月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） | いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。） |
| 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六か月を超えない範囲内で人事委員会が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額 | いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。） |
| 二 前項第一号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額 | 二 前項第一号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数 |
| 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、前二号に掲げる額の合計額 | 三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）第一号に掲げる額又は前号に掲げる額 |

新

3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で教育委員会規則で定めるもののうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」といふ。)

利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」といふ。)を及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第二号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用して、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

旧

3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額(その額を支給月数で除して得た額が一万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

新

旧

5 運賃等相当額（交通機関等が一之上ある場合におけること）が、その合計額（第一項第一号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が一之上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給円数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前二項の規定にかかる限り、十五万円に支給円数を乗じて得た額とする。）

6 通勤手当を支給された職員につけ、離職までの教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれら的事由が生じた後の期間を考慮して教育委員会規則で定める額を返納せらるものとする。

7 前各項の教育委員会規則を定めようとしたときは、人事委員会の承認を得るものとする。

8 (略)

別表第3（第15条関係）

| 職員の区分 | 1 | 2 以外の職員 | 2 |
|-----------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---|
| 自転車等の片道の使用距離の区分 | 5 キロメートル未満の項から 40 キロメートル以上の項まで（略） | 職員で通勤が困難であると認められるものとして教育委員会規則で定めるもの | 身体に障害のある職員で通勤が困難であると認められるものとして人事委員会が定めるもの |

新

旧

5 通勤手当を支給された職員につけ、離職までの人事委員会が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれら的事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会が定める額を返納せらるものとする。

6 (略)

別表第3（第15条関係）

| 職員の区分 | 1 | 2 以外の職員 | 2 |
|-----------------|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|
| 自転車等の片道の使用距離の区分 | 5 キロメートル未満の項から 40 キロメートル以上の項まで（略） | 職員で人事委員会が定めるところにより通勤が困難であると認められるもの | 身体に障害のある職員で通勤が困難であると認められるもの |

| | |
|-----------------------|---|
| この条例は、令和八年四月一日から施行する。 | 新 |
| | 旧 |